

# 大蔵村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

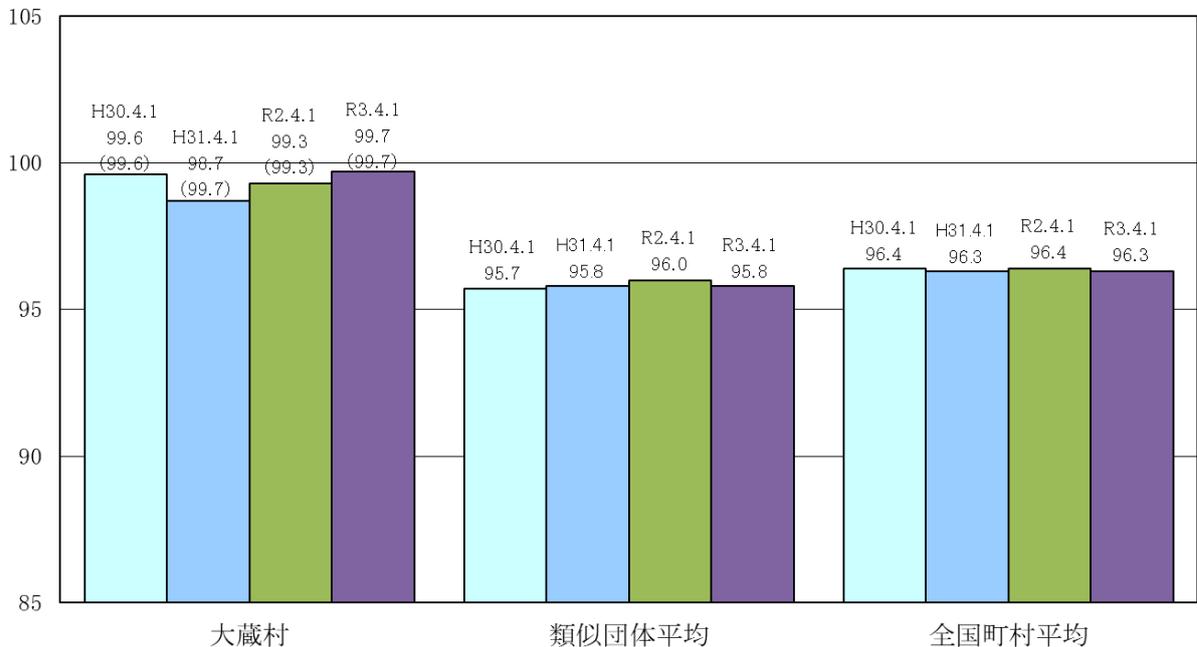
区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 3,107	千円 4,546,003	千円 66,795	千円 854,234	% 18.8	% 17.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 82	千円 304,500	千円 61,547	千円 119,972	千円 486,019	千円 5,927	千円 5,370

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員数が少なく、経験年数階層の変動の影響が大きい。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引上げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

※ 村内に支給対象地域なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大蔵村	39.3 歳	304,600 円	381,190 円	338,347 円
山形県	43.8 歳	335,400 円	418,400 円	362,500 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.8 歳	294,552 円	336,876 円	323,491 円

## ② 技能労務職

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額(A) (国比較ベース)円	平均給与月額 円	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳		平均給与月額(B) 円
大蔵村	42.6	11	280,300	302,645	293,602	—	—	—	—
うち学校給食員	47.3	4	315,300	334,100	328,800	調理士	42.4	215,600	1.55
うち用務員	*	*	*	*	*	用務員	50.3	235,200	*
山形県	52.3	461	335,600	373,700	353,200	—	—	—	—
国	50.9	2,201	286,947	—	328,603	—	—	—	—
類似団体	48.4	2	272,532	297,408	287,839	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C) 円	民間 (D) 円	C/D
大蔵村	—	—	—
うち学校給食員	5,287,100	2,883,200	1.83
うち用務員	*	3,186,100	*

- \* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)
- \* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- \* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		大 蔵 村	山 形 県	国
一般行政職	大学卒	174,300 円	185,100 円	182,200 円
	高校卒	152,300 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	145,500 円	147,700 円	—
	中学卒	133,700 円	136,100 円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	* 円	* 円	* 円	— 円
	高校卒	— 円	299,700 円	363,700 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	322,733 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

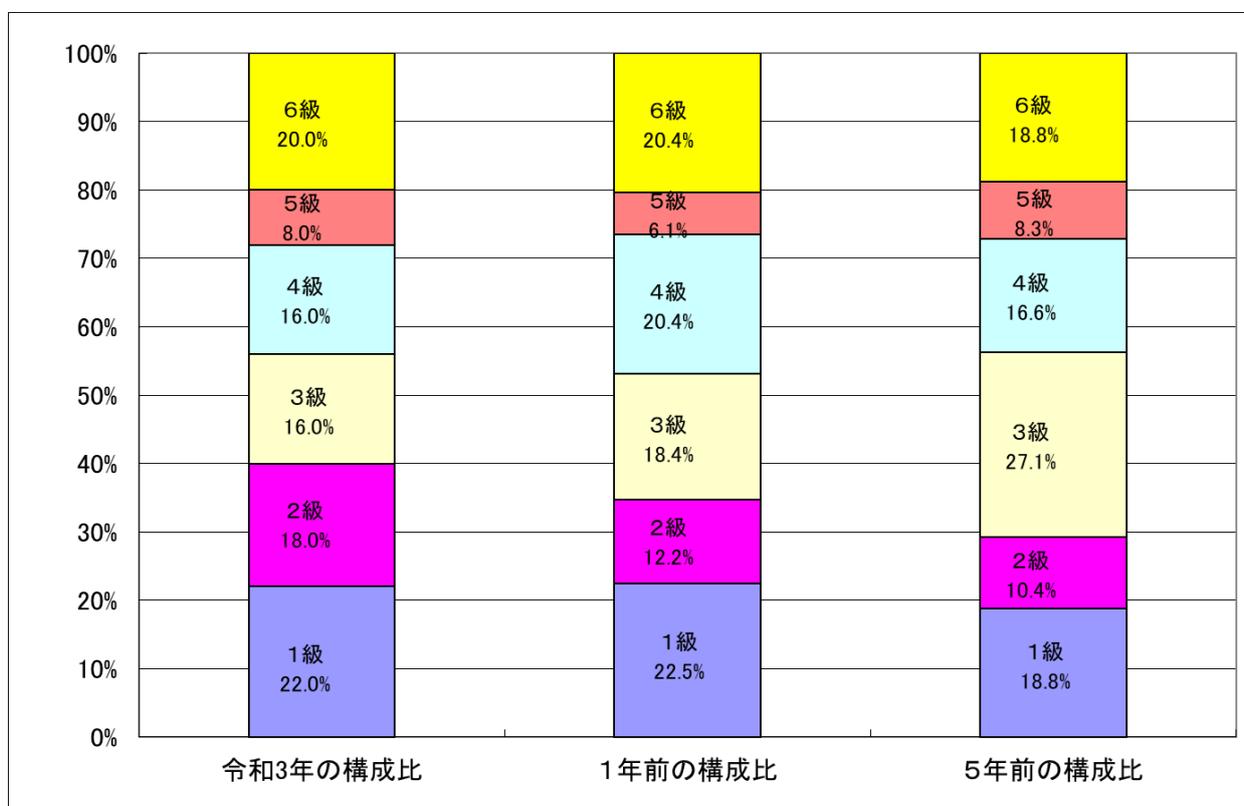
(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

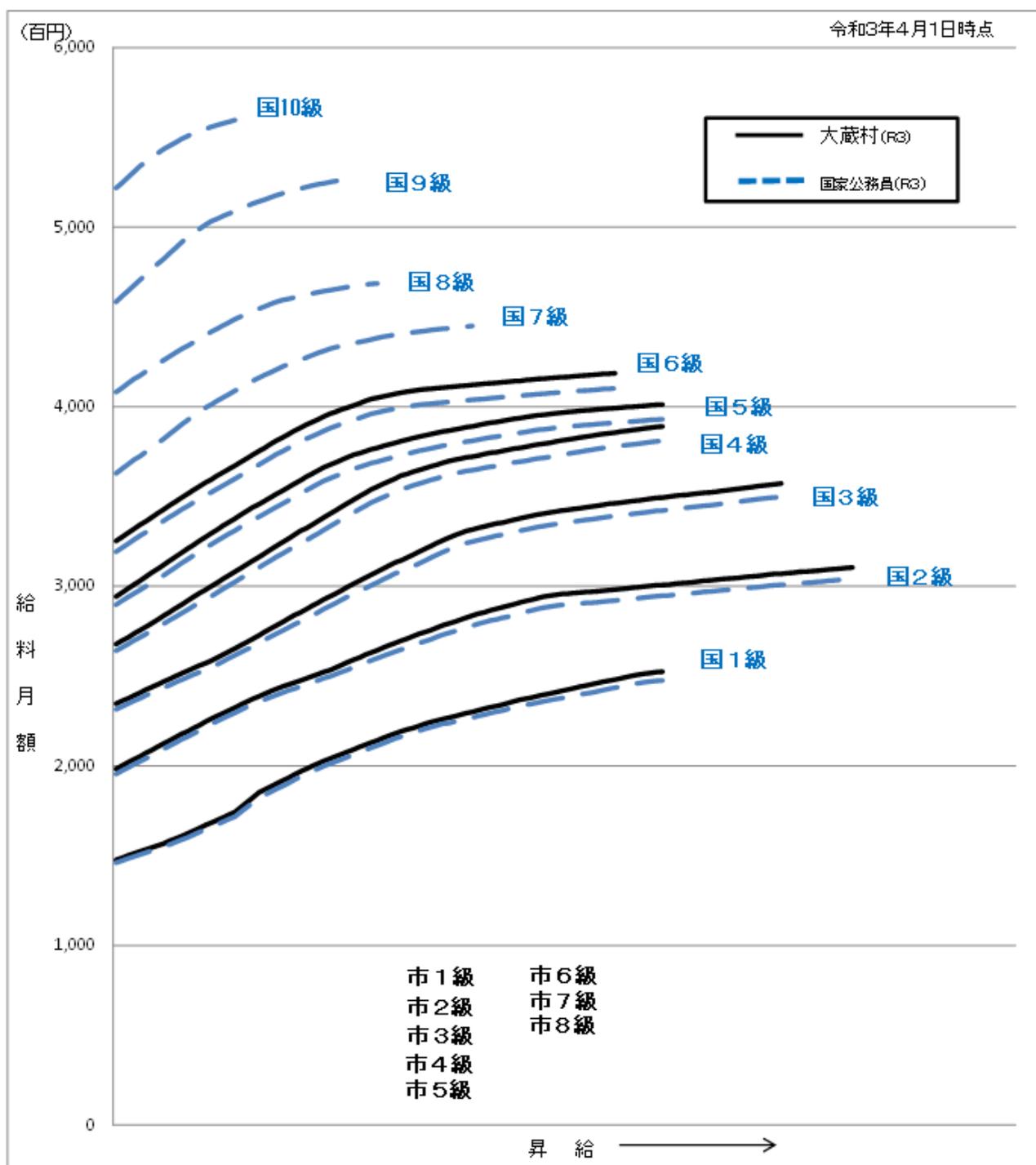
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	11人	22.0%	147,700円	252,500円
2級	主任	9人	18.0%	198,300円	310,500円
3級	係長	8人	16.0%	234,700円	357,300円
4級	主査	8人	16.0%	267,800円	389,000円
5級	課長補佐	4人	8.0%	294,200円	401,200円
6級	課長等	10人	20.0%	325,200円	418,600円

- (注) 1 大蔵村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



### (3) 昇給への人事評価の活用状況（大蔵村）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大 蔵 村	山 形 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,478 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,670 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～20% ● 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～20% ● 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（大蔵村）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率	○		○	
標準、下位の成績率	○		○	
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

大 蔵 村				国			
(支給率)	自己都合	応募認定	・定年	(支給率)	自己都合	応募認定	・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(定年前早期退職特例措置2～45%加算)				(定年前早期退職特例措置2～45%加算)			
1人当たり平均支給額		22,088 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）			2,217 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）			1,109 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師、歯科医師に支給	16 %	2 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		17,243 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		5,747,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		2.3 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
研修手当	医師、歯科医師	先進技術を取得し、医療活動の活性化を図るための研修に従事したとき	7,200 千円	月額200,000円
医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師が医療に従事したとき	10,049 千円	月額550,000円以内 月額300,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	23,052 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	316 千円
支給実績（元年度決算）	24,978 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	328 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同		10,282 千円	250,785 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額(27,000円限度) ・単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	同		1,376 千円	171,989 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を利用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額(月額・最高55,000円) ・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額(月額・最高37,200円)	異	【国の制度】 交通用具使用者の手当額(月額・最高31,600円)	5,398 千円	105,833 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき、支給される手当 所長 51,600円 医長 46,600円 課長等 41,600円	同		6,800 千円	523,108 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師)に対し、支給される手当(月額・最高367,600円)	同		4,960 千円	2,480,200 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と	同		0 千円	0円

	別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・基礎額（30,000円）＋距離区分に応じた加算額（最高58,000円）（月額）				
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に対して支給 ・1時間当たりの単価×100分の135×勤務時間数	同		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・支給区分に応じた定額（1回当たり最高・医師等20,000円）	同		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・管理職手当の支給割合に応じた定額（1回当たり最高・12,000円）	同		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等、著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額（月額・最高17,800円）	同		5,832千円	64,092円
災害派遣手当	災害対応策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政	同		0千円	0円

	機関あるいは他の地方 公共団体から派遣され た職員に対して支給 ・滞在日数等に応じた定 額（日額・最高6,620円 ）				
--	--	--	--	--	--

## 5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	820,000 円 ( 820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 498,000 円
	副 村 長	620,000 円 ( 620,000 円)	667,000 円 / 457,000 円
報 酬	議 長	310,000 円 ( 310,000 円)	318,000 円 / 186,300 円
	副 議 長	250,000 円 ( 250,000 円)	265,000 円 / 129,600 円
	議 員	230,000 円 ( 230,000 円)	257,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	村 副 村 長 長	(2年度支給割合) 3.30 月分	
	議 副 議 長 長 員	(2年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	村 副 村 長 長	(算定方式) 820,000円×在職月数×0.567 620,000円×在職月数×0.331	(1期の手当額) (2,232万円) (985万円)  (支給時期) 任期毎又は通算 任期毎又は通算
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

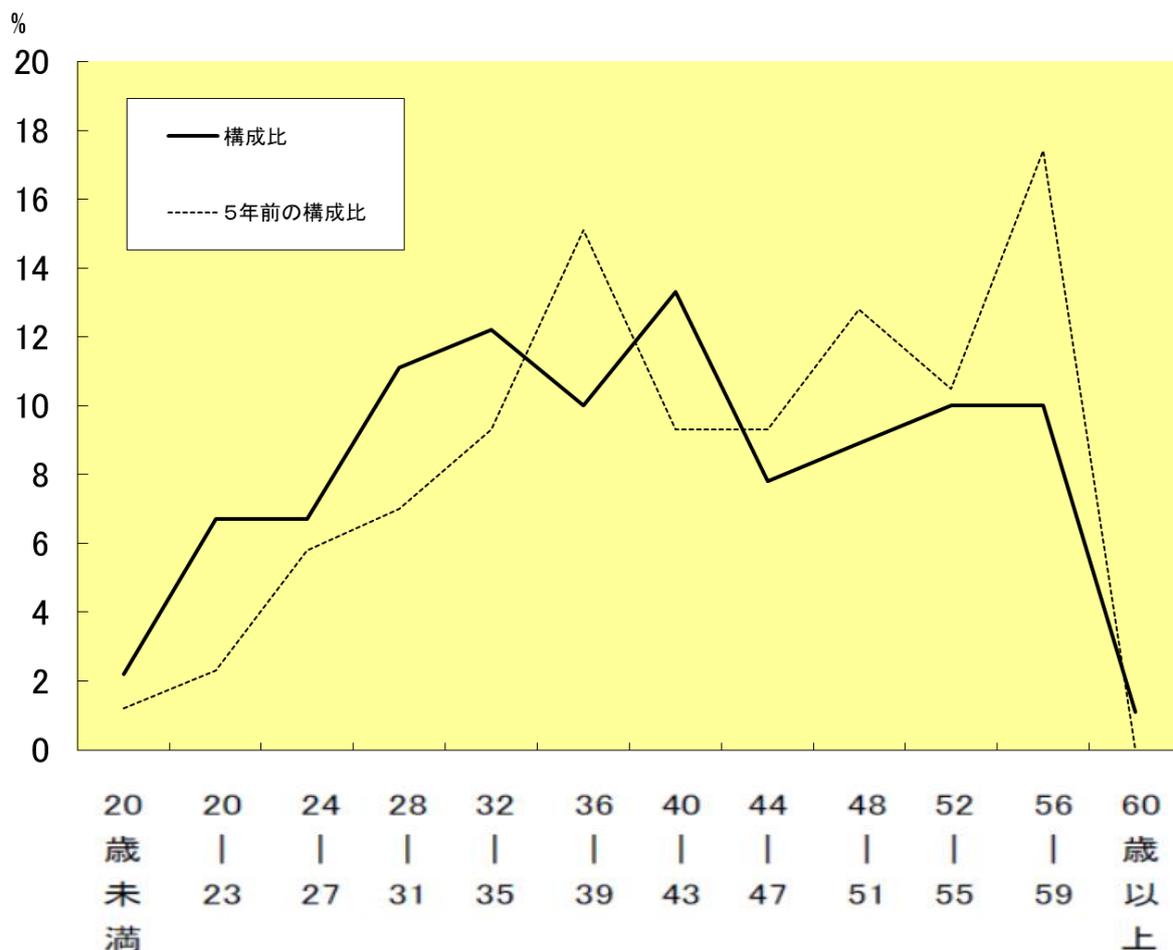
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	1	1	2	調理師が大蔵小学校から異動(1)、臨時的業務対応(1)
		総務企画	13	13		
		税務	5	5		
		民生	19	21		
		衛生	15	15		
農林		9	9			
商工		2	2			
土木	5	5				
	計	69	71	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 228.52人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 196.56人)	
	教育部門	13	12	△1	調理師が大蔵村保育所へ異動	
	消防部門					
	小計	82	83	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 267.14人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 231.73人)	
公営 企業 等部 門	水道	2	2			
	下水道	1	1			
	その他(国保、 後期高齢、介護 事業)	4	4			
	小計	7	7			
	合計	89	90	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 289.67人	
		[ 90 ]	[ 90 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	6人	10人	11人	9人	12人	7人	8人	9人	9人	1人	90人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	69	67	69	69	71	+4(6.0%)
教育	12	12	12	12	13	12	0(0%)
消防							(%)
普通会計計	79	81	79	81	82	83	+4(5.1%)
公営企業等会計計	7	7	7	7	7	7	0(0%)
総合計	86	88	86	88	89	90	+4(4.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。